

平成二十六年二月十二日受領
答 弁 第 二 一 一 号

内閣衆質一八六第二一号

平成二十六年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の外遊に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年十二月二十六日の安倍内閣総理大臣就任から平成二十六年一月二十四日の今通常国会開会までの間に安倍内閣総理大臣が訪問した国、日数及び訪問回数については、(一)平成二十五年一月十六日から十九日まで、ベトナム(二日間)、タイ(二日間)及びインドネシア(一日)、(二)同年二月二十一日から二十四日まで、米国(三日間)、(三)同年三月三十日及び三十一日、モンゴル(二日間)、(四)同年四月二十八日から五月四日まで、ロシア(三日間)、サウジアラビア(二日間)、アラブ首長国連邦(二日間)及びトルコ(二日間)、(五)同月二十四日から二十六日まで、ミャンマー(三日間)、(六)同年六月十五日から二十日まで、ポーランド(二日間)、英国(四日間)及びアイルランド(一日)、(七)同年七月二十五日から二十七日まで、マレーシア(二日間)、シンガポール(一日)及びフィリピン(二日間)、(八)同年八月二十四日から二十九日まで、バーレーン(二日間)、クウェート(三日間)、ジブチ(一日)及びカタール(二日間)、(九)同年九月四日から九日まで、ロシア(二日間)及びアルゼンチン(二日間)、(十)同月二十三日から二十八日まで、カナダ(二日間)及び米国(四日

間)、(十二) 同年十月六日から十日まで、インドネシア(三日間)及びブルネイ(三日間)、(十二) 同月二十八日から三十日まで、トルコ(二日間)、(十三) 同年十一月十六日及び十七日、カンボジア(二日間)及びラオス(一日)、(十四) 平成二十六年一月九日から十五日まで、オマーン(二日間)、コートジボワール(二日間)、モザンビーク(三日間)及びエチオピア(二日間)並びに(十五) 同月二十一日から二十三日まで、スイス(二日間)である。

外国訪問回数合計は十五回、訪問国数の延べ数は三十四か国、訪問日数の合計は、本邦出国日及び帰国日を含め六十七日間である。

二及び五について

一について述べた外国訪問における経費のうち、政府専用機の運航に係る経費(以下「運航経費」という。)を除いた額は、(一)については約二千七百万円、(二)については約三千七百万円、(三)については約六百万円であるが、(四)から(十五)までについては精算が終了していないため、現時点でお答えすることは困難である。

運航経費については、政府専用機の運航を所管する防衛省が支出しており、一について述べた外国訪

問における運航経費のうち、政府専用機の運航に従事する自衛隊員の人件費及び教育訓練費並びに政府専用機の維持整備に係る経費（以下「人件費等」という。）を除いた額は、（一）については約七千五百万円、（二）については約八千八百万円、（三）については約五千三百万円であるが、（四）から（十五）までについては精算が終了していないため、現時点でお答えすることは困難であり、また、人件費等については政府専用機の運航において個別に支出される性格のものではなく、運航経費に係る人件費等の額を抽出してお答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの「予算を切り崩して外遊費用に充てる」の意味が必ずしも明らかではないが、内閣総理大臣の外国訪問における経費については、複数の関係府省庁が必要経費を負担しており、それぞれの府省庁の予算の範囲内で適切に対応している。

六について

日本国内閣総理大臣として重要な国際会議に出席し、また、各国首脳と二国間会談を行い、我が国の安全と繁栄の維持・強化、二国間関係の発展、国際社会の平和と繁栄の確保に向けて指導力を発揮していく

ことは、大きな意義があると考ええる。